

「預金保険法施行令の一部を改正する政令案」及び「預金保険法第 58 条の 3 第 1 項に規定する措置に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」の概要

1. 預金保険法施行令の一部を改正する政令案

- (1) 預金保険料徴収に係る事務の合理化に資するため、預金保険料の徴収単位を十円から千円に変更。(第 34 条関係)
- (2) 預金保険料徴収の適正化を図るため、金融機関の営業の全部譲渡に伴う預金保険料の取扱い等について規定。(第 35 条・第 36 条関係)

2. 預金保険法第 58 条の 3 第 1 項に規定する措置に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案

預金保険事故が起きた場合における支払対象決済用預金の円滑な払戻しに万全を期すため、所要の措置を追加。(第 2 項関係)
